

# 1. 福島県農林水産技術会議の役割

## 1 根拠法令

福島県農林水産技術会議規程（昭和44年3月22日付け福島県訓令第4号）

## 2 業務内容

福島県農林水産技術会議は、農林水産業に関する試験研究を効率的に運営するため、以下の事業を実施しています。

### (1) 試験研究推進構想の策定

5年間の試験研究方向を定める「試験研究推進構想」を作成し、その進行状況を管理します。

### (2) 試験研究課題及び成果の評価

各年度毎に設定する試験研究課題と試験研究を実施して得られた成果について、外部評価委員の意見を踏まえて評価・検討を行います。

### (3) 試験研究への要望把握

生産者を含めた関係団体、行政及び普及関係機関などに照会して試験研究機関に要望する事項を取りまとめます。

### (4) 試験研究成果の広報及び普及

試験研究を実施して得られた成果は、評価を実施した後、研究成果発表会の開催や成果を取りまとめた冊子の発行などを通じて、広く紹介します。

### (5) 研究員の資質向上

先端技術分野などを中心に、研究員の資質向上や課題解決手法の習得を目的として、国の試験研究機関や国立大学へ派遣しています。

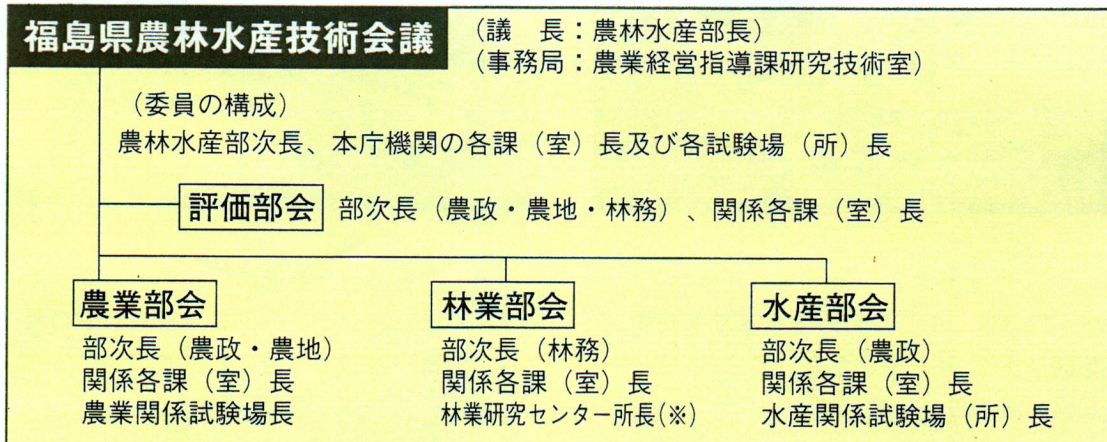
### (6) 国及び他県の試験研究機関との連携

本県の試験研究課題解決のため、国及び他県試験研究機関との共同試験や情報交換を行っています。

## 3 組織体制

福島県農林水産技術会議は、福島県農林水産部長を議長として農林水産部内各課（室）及び試験研究機関を構成員として運営しています。

また、農業・林業・水産・評価の各部会を設置して、試験研究目標・課題の設定、成果の利活用、試験研究評価などについて検討しています。



※) 林業試験場は、平成12年4月1日より林業研究センターと名称が変更されます。